

# 「指定介護予防短期入所生活介護」 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(北海道指定 第0177400520号)

当事業所はご契約者(利用者)に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供致します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明致します。

※当サービスへの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1、2」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

## ◆◆ 目 次 ◆◆

1. 施設経営法人	1
2. 事業所の概要	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 身体拘束原則禁止	6
6. 事故等の対応について	6
7. 苦情の受付について	6

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 揺籃会  
(2) 法人所在地 北海道深川市納内町2丁目2番20号  
(3) 電話番号 0164-34-5635  
(4) 代表者氏名 理事長 永倉 隆太郎  
(5) 設立年月日 昭和52年 1月30日

## 2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類 指定介護予防短期入所生活介護事業所（平成26年4月1日指定）  
北海道指定 第0177400520号  
\*当事業所は特別養護老人ホーム清祥園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定介護予防短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 介護予防短期入所生活介護事業所清祥園
- (4) 施設の所在地 北海道深川市納内町北3番97号
- (5) 電話番号 0164-24-3911
- (6) 管理者氏名 管理者 山崎 智広
- (7) 当施設の運営方針

1. 指定介護予防短期入所生活介護従業者は、要支援状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び、機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図るよう努めるものとする。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(8) 開設年月日 平成26年4月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	年中無休

(10) 利用定員 10名（専用ベッド）、他特養空きベッド利用可

### 3. 居室の概要

#### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者(利用者)の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もございます。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋) 《従来型個室》	2室	居室面積：13.77㎡
2人部屋 《多床室》	2室	居室面積：12.87㎡
4人部屋 《多床室》	1室	居室面積：11.40㎡
個室・2人・4人部屋	随時	特養利用者空きベッド
食堂	1室	1Fに設置
機能訓練室	1室	【主な設置機器】平行棒，歩行訓練用階段， 自転車運動練習器他
浴室	2室	【1F】個浴槽3，一般浴槽1， 【2F】機械個浴槽1
医務室	1室	1F看護師室横に設置

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者(利用者)に特別ご負担頂く費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者(利用者)から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者(利用者)の心身の状況により居室を変更する場合がございます。その際には、ご契約者(利用者)やご家族等の協議のうえ決定するものとします。

#### ☆居室に関する特記事項

- (1) 居室内～寝具(ベッド等)，タンス，クローゼット，洗面台
- (2) 居室外～トイレ(身体上、居室内で必要な方はポータブルトイレを使用させていただきます。)

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職種の職員の配置状況》※職員の配置については、指定基準を満たしています。

職 種	職 員 数	指 定 基 準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員（常勤26名、非常勤18名）	44名	34名
3. 生活相談員	4名	2名
4. 看護職員（常勤2名、兼務2名）	4名	3名
5. 機能訓練指導員（看護職員兼務1名）	2名	1名
6. 医師（嘱託）	1名	必要数
7. 管理栄養士	1名	1名
8. 事務員	3名	必要数
9. 調理員	9名	必要数

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

《主な職種の職員の勤務体制》

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	毎週火曜日 14:00～15:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	早 番： 7:30～16:30
	平常1： 9:00～18:00
	平常2： 9:00～17:00
	遅番1： 17:00～21:00
	遅番2： 12:00～21:00
	夜勤1： 17:00～ 8:00
	夜勤2： 21:00～ 8:00
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	平 常： 9:00～18:00
	早 番： 9:00～17:30
	遅 番： 9:00～18:30
	土日祝： 9:00～18:30
4. 生活相談員	早 番： 8:30～17:30
	平 常： 9:00～18:00
	日 2： 9:00～16:00
5. 介護支援専門員	早 番： 8:30～17:30
	平 常： 9:00～18:00
	日 2： 9:00～16:00
6. 機能訓練指導員	毎週月曜～金曜日 9:00～18:00

☆土、日、祝日は上記と異なります。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- |  |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合 |
|--|

があります。

### (1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

#### ①食 事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者（利用者）の身体の状態および嗜好を考慮し適時適温で食事を提供します。
- ・ご契約者（利用者）の自立支援のため離床して食堂やデイルームにて食事を摂っていただくことを原則としています。

#### 【食事時間】

朝 食	7：30～8：00	昼 食	11：30～12：00	夕 食	17：00～17：30
-----	-----------	-----	-------------	-----	-------------

#### ②入 浴

- ・身体の清潔保持に努め入浴又は清拭を週2回行ないます。（可動日：月曜～土曜日）

#### ③排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者（利用者）の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者（利用者）の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

#### ⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、ご契約者（利用者）の心身等の状況に応じて離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第5条、サービス利用書参照）

別紙「サービス利用書」により、ご契約者（利用者）の要支援状態に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と滞在費（居住費）及び食費に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者（利用者）の要支援状態に応じて異なります。）

☆ご契約者（利用者）がまだ要介護認定を受けていない場合はサービス利用料金の全額を一旦負担いただきます。要支援1、2の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆滞在費（居住費）、食費に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、

認定証に記載している負担限度額とします。(但しガイドラインとなる利用者負担第4段階のご契約者(利用者)については、別紙「サービス利用書」により示す。)

☆社会福祉法人揺籃会は、低所得利用者負担の減免を市町村が認めた方については、保険給付対象サービス利用料と滞在費(居住費)及び食費について、1/4(老齢福祉年金受給者は1/2)を減免いたします。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは利用料金の金額がご契約者のご負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

### ①理髪・美容

[ 理髪サービス ]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス(調髪)をご利用頂けます。

利用料金：1回あたり調髪のみ2,000円。

### ②貴重品管理

ご契約者(利用者)の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：金銭のみ

○お預かりするもの：現金

○保管管理者：施設長

○利用料金：1日あたり60円

### ③複写物の交付

ご契約者(利用者)は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、交付を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

○交付料金：1枚につき10円

### ④テレビ貸出サービス

ご契約者は、ご希望に応じて利用居室で利用するテレビの貸出を受ける事ができます。

○利用料金：1日あたり20円

### ⑤予防接種

インフルエンザ等予防接種を希望される方については、自己負担額にて受ける事ができます。

### ⑥その他

上記に掲げるもののほか、事業サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、ご契約者(利用者)に負担させることが適当と認められた場合にはご負担いただきます。

## (3) 利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、月末で計算を行い、翌月の10日頃に請求書を発行致しますので、お支払い下さい。但し、請求事務が間に合わない場合は、後日請求書を発行し集金に伺います。

#### (4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定期間の前に、ご契約者(利用者)の都合により、介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者(利用者)の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者(利用者)の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者(利用者)がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

### 6. 身体拘束原則禁止 (契約書第15条参照)

ご契約者(利用者)の人間としての尊厳を損なわないため、また、心身機能の低下や心理状態の悪化を招く事とならぬように、生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する事を原則禁止します。身体拘束はやむを得ない場合においても、「身体拘束検討委員会」にて詳細かつ厳正に検討し、ご契約者(利用者)や家族に対して説明とそれに対する協議をし確認をいただきます。

### 7. 事故等の対応について (契約書第16条参照)

事業者は、ご契約者(利用者)への身体介護等の実施に際して利用者に怪我や体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡、その他適切な措置を迅速に行います。

- 事業者が利用者への身体介護等の実施にあたってご契約者(利用者)の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を補償します。但し、当施設の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。
- 事業者が行うサービス提供にあたりご契約者(利用者)に事故や体調の急変が生じた場合には家族への通知はもとより、「介護事故防止委員会」にて詳細かつ厳正に検討し利用者の事故再発防止へむけて協議を行います。

### 8. 苦情の受付について (契約書第17条参照)

#### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者 [職名] 施設長(管理者) 山崎 智 広
- 苦情受付窓口(担当者) [職名] 施設サービス係長 鈴木 啓
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00  
(緊急の場合、24時間対応)

また、当施設内では苦情受付ボックスを3ヶ所(正面玄関、1.2階介護室)設置

(2) 行政機関その他苦情受付期間

深川市市民福祉部 高齢者支援課	所在地：深川市2条17番17号 電話番号：(0164) 26-2238 FAX：(0164)22-8134 受付時間：月曜日～金曜日 8：45～17：15
国民健康保険団体連合会 苦情処理委員会	所在地：札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号：(011) 231-5175 FAX：(011)233-2178 受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：15
北海道福祉サービス 運営適正化委員会	所在地：札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2・7 電話番号：(011) 204-6310 FAX：(011)204-6311 受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：15

9. 福祉サービス第三者評価事業について

介護事業所としてサービスの質の向上や事業の透明性を確保する観点より福祉サービス第三者評価を受審することが求められております。当事業所としては以下の通りとなっております。

- 第三者評価の有無： 無
- 実施した直近の年月日：
- 実施した評価機関の名称：
- 評価結果の開示状況：

令和 年 月 日

指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

介護予防短期入所生活介護事業所清祥園

説明者職名：

氏 名： ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者・契約者住所：

氏 名： ⑩



代筆者住所：

氏 名：

㊞

\*この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規程に基づき、入居申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## （附 則）

- 本重要事項説明書は平成26年1月17日制定し、平成26年4月1日より施行する。
- 4. 職員の配置状況の一部を平成26年6月2日に改正し、平成26年5月1日に遡り適用する。
- 4. 職員の配置状況の一部を平成27年4月1日に改正し、平成27年4月1日に適用する。
- 3. 居室の概要の一部を平成28年1月4日に改正し、平成28年1月4日より適用する。
- 4. 職員の配置状況、8. 苦情の受付についての一部を平成清28年4月1日に改正し、平成28年4月1日より適用する。
- 4. 職員の配置状況の一部を平成29年1月4日に改正し、平成28年11月1日に遡り適用する。
- 4. 職員の配置状況の一部を平成29年4月1日に改正し、平成29年4月1日より適用する。
- 1. 施設経営法人の一部を平成29年6月30日に改正し、平成29年6月14日より適用する。
- 2. 事業所の概要、3. 居室の概要、4. 職員の配置状況、5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、8. 苦情の受付についての一部を平成30年3月30日に改正し、平成30年4月1日より適用する。
- 9. 福祉サービス第三者評価事業についてを追加する。平成31年1月9日に改正し、平成31年1月9日より適用する。
- 4. 職員の配置状況の一部を平成31年4月1日に改正し、平成31年4月1日より適用する。
- 4. 職員の配置状況の一部を令和元年7月5日に改正し、令和元年6月1日より適用する。
- 4. 職員の配置状況の一部を令和2年1月6日に改正し、令和元年12月17日に遡り適用する。
- 1. 施設経営法人の一部を令和2年1月14日に改正し、令和2年1月1日に遡り適用する。
- 署名、捺印欄の一部を令和2年1月14日に改正し、令和2年1月14日より適用する。
- 4. 職員の配置状況の一部を令和2年3月3日に改正し、令和2年2月1日に遡り

適用する。

- 4. 職員の配置状況及び8. 苦情の受付についての一部を令和2年7月27日に改正し、令和2年7月1日に遡り適用する。
- 4. 職員の配置状況及び5. 当施設が提供するサービスと利用料金の一部を令和3年4月26日に改正し、令和3年4月1日に遡り適用する。
- 4. 職員の配置状況の一部を令和4年5月26日に改正し、令和4年4月1日に遡り適用する。
- 2. 事業所の概要、8. 苦情の受付の一部を令和4年6月23日に改正し、令和4年7月1日より適用する。
- 4. 職員の配置状況の一部を令和5年5月25日に改正し、令和5年4月1日に遡り適用する。
- 8. 苦情の受付についての一部を令和5年10月27日に改正し、令和5年10月10日に遡り適用する。